もうご存じですか? 特定開発行為許可制度

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域において、一定の開発行為を行う際は、「土砂災害防止のため」知事の許可が必要です。





以下の全てに該当する場合は、「特定開発行為」に該当します。

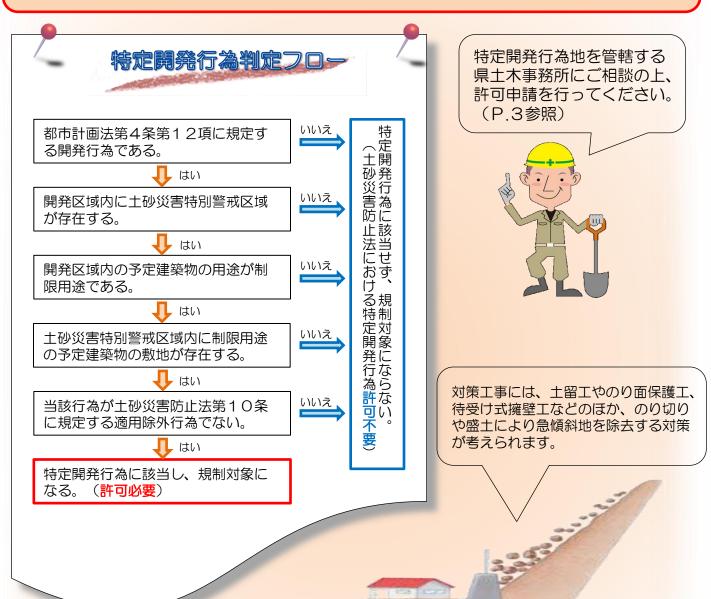
- 1 都市計画法に規定する「開発行為」に該当する。
- 2 賃貸住宅、分譲住宅、老人福祉施設などを建築する予定である。
- 3 その予定建築物の敷地が**土砂災害特別警戒区域内**に存在する。



奈 良 県

Q1 「特定開発行為」とは何ですか?

△ 1 土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域(土砂災害警戒区域)と住民等の生命または身体に著しい危害が生じる可能性のある区域(土砂災害特別警戒区域)を指定しています。このうち、土砂災害特別警戒区域において行う都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、その予定建築物の用途が制限用途(Q2参照)であるものを「特定開発行為」といいます。



- 特定開発行為に該当する場合は、

 土砂災害を防止するための対策工事等が必要です。
- 対策工事等の計画が、政令で定める技術基準に適合していると認められ、知事の許可を得なければ 特定開発行為に着手することはできません。
- 対策工事等の全てを完了した後、対策工事等の完了の届出を行い、完了検査に合格し、対策工事等の完了公告を経なければ、特定予定建築物(制限用途に該当する建築物で、その敷地が土砂災害特別警戒区域内に存在するもの)を建築することはできません。

許可申請様式等は、奈良県 砂防・災害対策課のホームページをご覧ください。 http://www.pref.nara.jp/1681.htm

奈良県 砂防・災害対策課 検 索

Q2 「制限用途」とは何ですか?

A 2 土砂災害防止法第10条に規定する「制限用途」とは、次のア〜オのいずれかに該当するものを いいます。また、これらに該当する予定建築物を「特定予定建築物」といいます。



社宅、賃貸住宅、分譲住宅などの住宅 (自己の居住の用に供する住宅は対象外)



防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設 (老人ホームや児童福祉施設など)



特別支援学校及び幼稚園



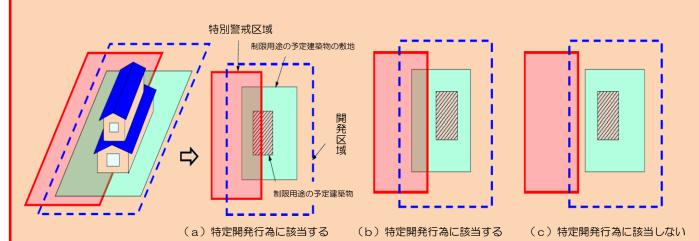
病院、診療所及び助産所



ア〜エの用途でないことが確定していないもの

Q3 土砂災害特別警戒区域と開発行為の位置関係が どのような場合に特定開発行為に該当するのですか。

A3 特定開発行為に該当するかどうかは、下図のとおり、制限用途の予定建築物(「特定予定建築物」) の敷地が、土砂災害特別警戒区域に含まれるかどうかによって判断します。 つまり、特定予定建築物の敷地に少しでも土砂災害特別警戒区域が入っていれば、特定開発行為として規制対象になります。



各土木事務所等一覧

特定開発行為に関する許可申請等の窓口は、各土木事務所の管理課または用地・管理課です。

土木事務所	管轄地域	所在地	連絡先
奈良土木事務所	奈良市 天理市 山添村	〒630-8303 奈良市南紀寺町2-251	TEL: 0742-23-8011 FAX: 0742-27-0341
郡山土木事務所	大和郡山市 生駒市 生駒郡	〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1	TEL: 0743-51-0201 FAX: 0743-55-3762
高田土木事務所	大和高田市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡	〒635-0065 大和高田市東中2-2-1	TEL: 0745-52-6144 FAX: 0745-25-0480
中和土木事務所	橿原市 桜井市 磯城郡 高市郡	〒634-0035 橿原市常盤町605-5	TEL: 0744-48-3070 FAX: 0744-48-3134
宇陀土木事務所	宇陀市 宇陀郡 東吉野村	〒633-2221 宇陀市菟田野松井486-1	TEL: 0745-84-9510 FAX: 0745-84-2154
吉野土木事務所	吉野町 下海村 天北山村 下北山村 上川上村	〒639-3111 吉野郡吉野町上市2150-1	TEL: 07463-2-4051 FAX: 07463-2-0436
五條土木事務所	五條市 野迫川村 十津川村	〒637-0004 五條市今井5-1-31	TEL: 07472-3-1151 FAX: 07472-2-7922

本庁担当課	所在地	連絡先
砂防·災害対策課	〒630-8501 奈良市登大路町30	TEL: 0742-27-7513 FAX: 0742-27-3911